

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和元年6月24日（月曜日）

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 それでは、ただいまから総務消防委員会を開会いたします。

本日は、21日の本会議において、本委員会に付託されました第1号議案から第5号議案まで、第11号議案、第13号議案、及び第14号議案の8議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第1号議案 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 今回、新城駅第2自転車駐車が設置され、7月1日から開始するという事をお聞きしました。条例を設置して、市民に不安を与えるような駐車場ではないと思っています。

夜、防犯の観点からこの駐車場はどのような状態になるのかということをお聞きします。

○鈴木達雄委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 夜間の防犯上の取り扱いですけれども、まだ運用の方法は正式には決定していませんが、LEDの照明がつきます。4隅に1基ずつで4カ所と、それから屋根付きの駐輪場になりますので、その屋根の下に照明として何基かつきます。それを全部つけて、道路向かい等に住民の方がみえますので、どのぐらいの明るさになるのか、基本的には、今、現状ではしばらく夜間もずっとつけっ放しで、防犯上の観点から明るさを維持してはどうかというところで、住民の方が「夜間どうにも明る過ぎて」というお声をいただくようであれば、タイマー設定もできますので終電が終わる12時過ぎとか、1時ぐらいから一旦照明を切ってしまうということも運用の中で考えていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 LED4隅と、あと屋根に照明をつけるということで、時間帯で言いますと1時ぐらいから切るということでしょうか。何時から何時までこの照明がなくなるというようなことですか。

○鈴木達雄委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 夕方から暗くなれば、そこは照明をつけますので、夕方以降終電が終わるまでは駐輪場利用者がおみえになると想定されますので、その照明は維持する。

夜間も駐輪場の利用がなくなれば、近隣の住民の方の夜間の生活という観点から夜中の1時以降を消すということも、今後検討していくということでもあります。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 あのあたりというのは、駐車場の明かりを消した場合、真っ暗な状態になるのか、それとも見れば人影が動いているぐらいのものが見える状態なのか、どうなんでしょう、あのあたり。

○鈴木達雄委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 道路の街路灯は、必ずしも十分に明るくて通りが見通せるというような状況ではないと思いますので、その辺も考慮して防犯灯という意味合いもかねて、運用は考えていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 そうですね。真っ暗になってしまうと、やはりそこにとめおいてある車もあると思いますので、何となくわかるなというような状態の照明にさせていただけるとありがたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第1号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案 新城市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案 新城市副市長の給料の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 これは、副市長の給料から月7万7千円減額掛ける3カ月ということになっているんですが、この基準、他市でこのような事例があったので本市としてもそれを採用するとかあるのかどうか。それか、市独自で決めているのかどうか、そのあたりお聞きします。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今の基準ではありますが、特別職の処分に関しては特段基準がございませんので、特別職御自身が事案の程度を判断して、当然他市の同様の事案、あるいは他市の首長がどのように対応されておるか、市長、副市長がどのように対応されておるかというんな情報を得た中で、今回副市長がこのような10分の1、3カ月という御判断をされたというところでございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、副市長が御自身で調べられて、3カ月、これぐらいだというようなことで提案されたと受け取ってよろしいですか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 金額の面の話ですけど、今回3カ月間、10%を減じるということで、金額で見たら、例えば1月で30%減らしても金額としては一緒になると思うんですけど、そこを3カ月間という期間を設定して10%にしたというその辺のあんばいというのは、どういった基準で決めたのか、もしございましたら聞きたいです。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 一般職の懲戒に係る減給の基準がございまして、生活給の部分がございまして10分の1を超えないというような形で減給処分をすると一般職はなっておりますので、今回も副市長はそれに準じた形で10分の1という設定をされたと考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 この第4号議案 新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例の廃止であります。これに関しては先日の本会議のほうで浅尾議員が質疑をしていただきました。その質疑に対する答弁が少しちぐはぐだったかなと思ったので確認をさせていただきます。

この基金の廃止によって、これまでこの基金から補助金を出していたそれぞれの事業に対する今後の補助金がゼロになるのか、それともほかの財源で、金額の増減は別にして、これからも補助金は維持されるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回は旧鳳来町の基金が平成30年度の事業で充当をし、ゼロ円になったということです。

これまでは、平成23年度まで旧作手村の事業については、旧作手村の基金を充当しておりました。旧新城市については、平成19年度

までこの基金について充当しておりましたけれども、基金が今回旧鳳来町のようにゼロ円になった以降につきましても、事業の精査をしまして、一般財源のほうを充当し、事業は継続して続けてきた事業も中にはございますので、今後旧鳳来町の事業につきましても、新たな補助金等が充当できるものがあれば、そちらも検討しながら一般財源も検討し、事業そのものの見直し、精査もしながら継続をしていくかどうか、検討していくことになると思いますのでよろしくお願ひします。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

竹下委員。

○竹下修平委員 本議案は、高規格救急自動車の取得ということですが、1点確認だけさせていただきたいと思います。

今、導入されている最新の救急自動車、署が持っているものと、今回導入するものとで装備品とかそういったところで、もし違いがある部分というのがあれば、確認させていただきたいです。

○鈴木達雄委員長 田中消防署長。

○田中広治消防署長 今回、購入される救急車につきましては、以前購入されたものと変わりはありません。

○鈴木達雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 毎度聞かれることだと思うんですけど、中古になった救急車はどのようにされるのかお聞きします。

○鈴木達雄委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 消防の救急車は、オークションにかける予定でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ちなみに、こういった救急車、12年ほどたっているということだったんですけど、どれぐらいで通常落札されるものなんでしょうかね。

○鈴木達雄委員長 河合消防総務課長。

○河合芳明消防総務課長 済みません、昨年の持っていないものですから、幾らになっていたか。ここ数年はそういう格好でやらせていただいております。

○小野田直美委員 わかりました。

○鈴木達雄委員長 議案の範囲を超えない質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

次に、第14号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 今回、2台小型動力ポンプ積載車を買われるということでございますが、この地域、所属の班というのは鳳来なのか、作手なのか、そこだけ教えていただきたい。

○鈴木達雄委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 今回、購入し、配備する場所というのは、千郷分団の第3班、それから、海老分団の第1班にそれぞれ更新配備を行います。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのよ

うに決定いたします。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長

総務消防委員会

日時 令和元年6月24日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

| | |
|--------|------------|
| 第1号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第2号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第3号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第4号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第5号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第11号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第13号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第14号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

| | |
|----------|-----------------|
| 委員長 鈴木達雄 | 副委員長 山田辰也 |
| 委員 竹下修平 | 佐宗龍俊 小野田直美 村田康助 |
| 議長 丸山隆弘 | |

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也